

公益財団法人東京 2025 世界陸上財団 高度人材受入れに関する取扱い

令和 6 年 12 月 5 日
事務総長決定

1 目的

この取扱いは、公益財団法人東京 2025 世界陸上財団（以下「当法人」という。）が民間企業等から高度人材を受け入れるに当たり、「公益財団法人東京 2025 世界陸上財団利益相反管理規程」及び「公益財団法人東京 2025 世界陸上財団人材の採用及び教育に関する方針」に基づき、高度人材受入れに関する取扱いを定めることを目的とする。

2 高度人材受入れの考え方

下記二つの事項いずれにも該当する場合に限り、高度人材を受け入れることとする。

- (1) 当該人材が有する高度な専門性を大会準備等に生かすことができると十分に認められること
- (2) 高度な専門性を有する人材の直接雇用が困難であること

3 高度人材受入方法

- (1) 高度人材受入れに当たっては、高度人材受入管理委員会において、高度人材受入れの妥当性に関する審査を行い、候補者を決定する。なお、高度人材受入管理委員会の設置及び所管事項等については、事務総長が別に定める。
- (2) 「公益財団法人東京 2025 世界陸上財団第三者審査委員会設置要綱」第 7 条第 3 項第二号に基づき、第三者審査委員会において高度人材受入れに関する利益相反の審査を行い、答申を得た上で、受入れを決定する。
- (3) 受入決定後、相手方企業との協定等を書面により締結する。
- (4) 受入決定後、相手方企業と協議の上、当法人ホームページにおいて配置ポストや業務内容、権限の公表を行う。

4 高度人材の配置

受け入れる高度人材の配置に当たっては、以下の点に留意することとする。

- (1) 契約・調達を所管する部署には配置しない。
- (2) 同一部署内で民間企業等からの当該人材が過半数となる等、配置先に偏りを生じさせない。
- (3) 当該人材を複数受け入れる場合、相手方を特定の民間企業・団体のみとしない。
- (4) 当該人材の職務上の権限及び役割分担を明確に定める。
- (5) 当該人材を管理職として配置する場合、別の管理職を並列して配置し、利益相反が生じるおそれのある案件については決定権限を別の管理職に移譲できる配置とする。

附 則
本取扱いは、令和6年12月5日から施行する。